

## 社会福祉法人・支援者の皆様へ

令和8年4月1日より、「社会福祉法人」が補助対象者に追加されました。  
詳細は手引きやQ&Aをご確認ください。

### ◆背景◆

介護分野など県民の暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの人手不足は一層深刻さを増しており、県として支援を強化するべく、今回新たに「補助対象者に社会福祉法人を追加」しました。

### ◆概要◆

#### 補助対象者の要件

- ・社会福祉法第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること
- ・従業員数が300人以下であること  
(中小企業者：300人以下 小規模企業者：20人以下)

#### 注意事項

- ・ **社会福祉法人の補助対象期間は令和8年4月1日～令和9年1月8日**です。  
※令和8年4月1日以降に実施する事業で、令和9年1月8日までに事業を完了し、実績報告書を提出できるものが対象です。
- ・ **令和8年4月1日より前に見積書の徴取や支出をした経費は補助対象外**です。

他の補助対象者とは補助対象期間の始期が異なりますので、十分ご注意ください。

